

神奈川大学 学生表彰 取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、神奈川大学学則第55条、神奈川大学大学院学則第43条に基づき学生の模範となる成績を収めた学生・大学院生に対する表彰の取扱い基準について定める。

(対象)

第2条 表彰は、本学に在学している学生・大学院生及び本学の団体による当該年度の成果のうち次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められるもの。
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績を修め、課外活動の振興に功績があったと認められるもの。
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められるもの。
- (4) その他前3号と同等の表彰に値する行為等があったと認められるもの。

(部門)

第3条 表彰は、「学術・芸術・社会活動部門」と「課外活動部門」に分けて行う。

2. 上記の2部門には「団体の部」と「個人の部」を設ける。

(推薦)

第4条 学部長、研究科委員長、課外活動団体の部長顧問、学生生活支援部等は、表彰に該当すると認められる学生個人又は学生団体がある場合は、定められた期日までに選考委員会に推薦することができる。なお、定められた期日後に明らかになった成果については、当該年度の3月末日までの推薦を認める。この場合、推薦された候補者については、次年度の4月に改めて選考委員会で審議を行うものとする。審議の結果、表彰の対象として認められた場合には、前年度の学生表彰者として表彰するものとする。

(選考基準)

第5条 選考基準は、別に定める。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、学生生活支援委員会委員により構成し、学生生活支援部長が委員長となる。

2. 選考委員は第4条により推薦された候補者の中から選考し、決定する。

(表彰)

第7条 表彰は優秀賞とし、各部門の表彰者の中から最も優秀と認められるものを最優秀賞とする。

2. 受賞者は、原則として入学式又は卒業式において公表する。
3. 受賞者には、記念品等を授与する。

第8条 この取扱要領の改廃は、学生生活支援委員会の議を経て行う。

附 則

この取扱要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

平成8年1月10日 一部改正

附 則

平成9年2月26日 一部改正

附 則

この取扱要領は、平成15年2月6日から施行し、平成14年12月19日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成17年3月16日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成20年12月3日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成31年3月6日から施行する。

学生表彰に伴う選考基準

神奈川大学学生表彰取扱要領に関する手続の適正化を図る必要があることから、選考基準に関する事項を定める。

(1) 学術・芸術・社会活動部門

次のいずれかに該当したと認められる個人または団体とする。

- ① 国際的又は全国規模の学会から賞を受けたもの。
- ② 学会誌等に掲載され、特に高い評価を受けたもの。
- ③ その他これらに準じた学会等において高い評価を受けたもの。
- ④ 環境保全、社会福祉、青少年育成、国際交流等のボランティア活動等において、活動実績が認められ、他の学生の模範となったもの。
- ⑤ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等、社会的に特に高い評価を受けたもの。
- ⑥ その他学術・芸術・社会活動において特に高い評価を受け、本学の名誉を高めたと認められるもの。

(2) 課外活動部門

ア 体育系の課外活動における成績は、次のいずれかに該当したと認められる個人または団体とする。

- ① 日本代表として国から招聘されるオリンピック、世界選手権、アジア大会等の国際レベルの競技会に出場し優れた成績を収めたもの及びそれに準ずるもの。但し、4カ国以上が参加する大会とする。
- ② 日本体育協会加盟団体が日本国内で開催する国内最高レベルの競技会に出場し、優れた成績を収めたもの及びそれに準ずるもの。
- ③ ブロック規模（関東地区及び関東地区を含む複数の地区が合同で行う大会）の競技会等での優勝者及びそれに準ずるもの。
- ④ 課外活動を支援し、課外活動の充実に著しい貢献をしたと認められるもの。
- ⑤ その他課外活動において特に高い評価を受け、本学の名誉を高めたと認められるもの。

イ 文化系の課外活動における成績は、次のいずれかに該当したと認められる個人または団体とする。

- ① 国際レベルのコンクール等で高い評価を得たもの及びそれに準ずるもの。
- ② 全国規模のコンクール等での高い評価を得たもの及びそれに準ずるもの。
- ③ 環境保全、社会福祉、青少年育成、国際交流等のボランティア活動等において、活動実績が認められ、他の課外活動団体の模範となったもの。
- ④ 課外活動を支援し、課外活動の充実に著しい貢献をしたと認められるもの。
- ⑤ その他課外活動において特に高い評価を受け、本学の名誉を高めたと認められるもの。

(3) その他

その他上記2部門と同等の功績があったと学生生活支援委員会が認めたもの。

この選考基準の改廃は、学生生活支援委員会の議を経て行う。

附則

この選考基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この選考基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。